

第3期 坂町子ども・子育て 支援事業計画

基 本 理 念

～ 子どもがいきいきと明るく育ち、
安心して子育てができるまち、さか ～



令和7年3月
広島県 坂町

計画策定の背景と趣旨

「子ども・子育て関連 3 法」(平成 24 (2012) 年成立) により第 1 期の「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、平成 30 (2018) 年に「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い改正された基本方針に基づき、第 2 期子ども・子育て支援事業計画が策定され、各種取組が進められました。

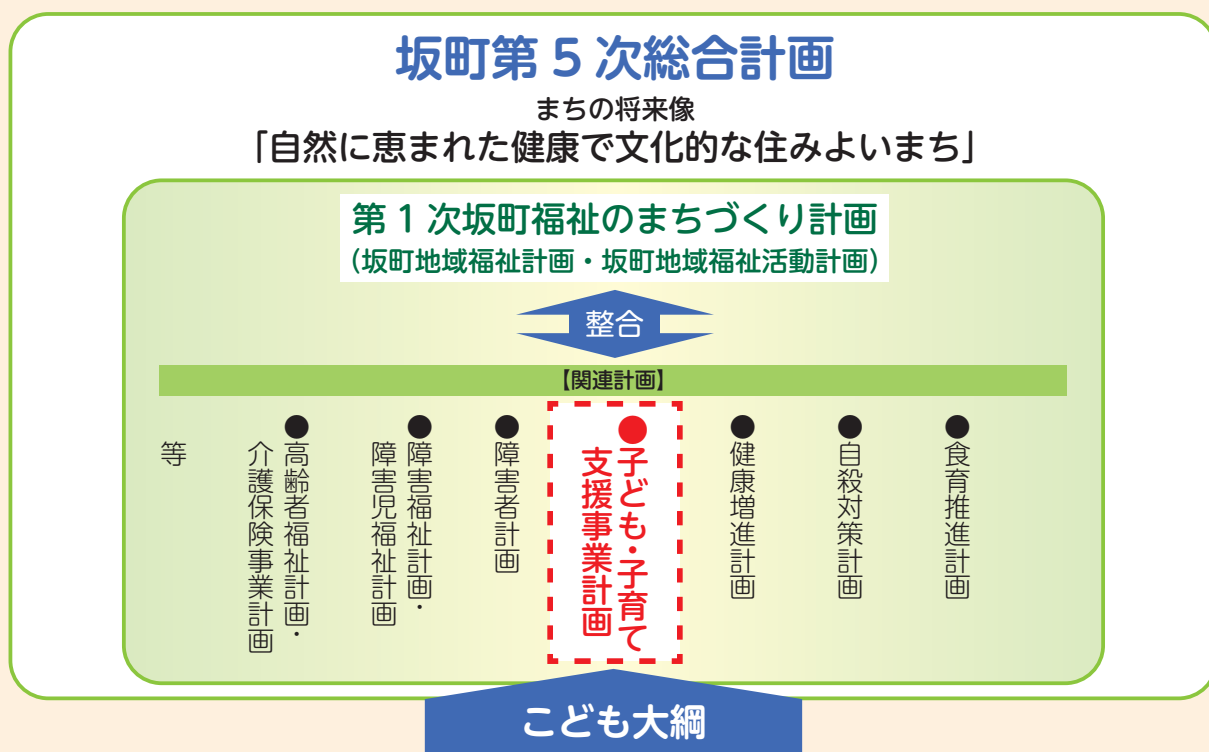
令和 2 (2020) 年 5 月に第 4 次の「少子化社会対策大綱」、令和 3 (2021) 年 12 月 21 日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」、令和 5 (2023) 年 12 月に「こども大綱」が閣議決定されました。

このように、目まぐるしく変化する子ども・子育てを取り巻く環境を捉え、本町の子育て環境の一層の向上のために、これまでの施策・取組を継承し、更に充実を図ることを目的として、「第 3 期坂町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画で、次世代育成支援対策推進法第 8 条における「市町村計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「市町村計画」も含めた計画とします。

また、本計画は「坂町第 5 次総合計画」の個別計画として位置づけ、「第 1 次坂町福祉のまちづくり計画(坂町地域福祉計画・坂町地域福祉活動計画)」等の関連計画と整合性を図ります。



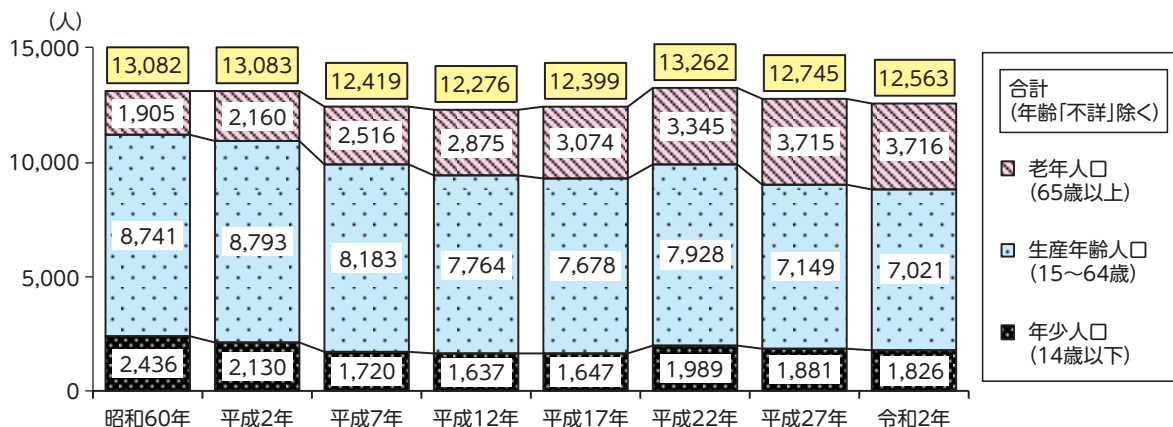
計画の期間

本計画は、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、その過程の中で必要に応じて見直しを行い、改善を図ります。

年齢別人口の推移

本町における人口推移を年齢3区分別人口でみると、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっていますが、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）では、増減を繰り返しながら減少傾向となっています。

■本町の年齢3区分別人口



子どもの状況

令和6年度			
保 育 所	箇所数		2
	児童数	2号認定	122
		3号認定	80
認定こども園	箇所数		2
	児童数	1号認定	46
		2号認定	126
		3号認定	72

※令和6年4月1日時点

小 学 校	箇所数	3
	児童数	697
中 学 校	学校数	1
	生徒数	346

※令和6年5月1日時点

母と子の健康に係る状況

■妊娠・出産期の支援の実施状況			令和6年度
母親学級	実人員数		14
養育支援訪問事業	訪問件数		19
乳児家庭全戸訪問事業	訪問者数		48
	対象者数		51

※令和6年11月末現在

■乳幼児健康健診の受診率			令和6年度(見込み)
3～5か月児	受診率		91
1歳6か月児	受診率		98
3歳児	受診率		97

■子どもの健康づくりに関する事業の実施状況			令和6年度(見込み)
こども教室	延べ参加者数		18

地域における子育て支援の状況

■地域における子育て支援サービスの実施状況			令和6年度(見込み)
地域子育て支援センター	施設数		2
ファミリー・サポート・センター	登録会員数		112
	年間利用件数		95
病児保育事業	利用児童数		86
家庭教育学級	参加者数		470

■地域での体験活動・居場所づくりの実施状況			令和6年度(見込み)
放課後児童クラブ (留守家庭児童会)	実施箇所数		5
	延べ参加人数		3,216
放課後子ども教室	実施箇所数		3
	延べ参加人数		1,944

教育・保育の事業量の確保方策

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 1号・2号認定 (特定教育・保育施設)	1号認定	確保 方策	45	45	45	45	45
	2号認定 (教育ニーズ以外)	確保 方策	265	265	265	265	265
② 3号認定 (特定教育・保育施設)	0歳	確保 方策	24	24	24	24	24
	1歳	確保 方策	50	50	50	50	50
	2歳	確保 方策	56	56	56	56	56

地域子ども・子育て支援事業

事業名		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①時間外保育事業(延長保育事業)	確保 方策	実人数	200	200	200	200	200
②一時預かり事業(幼稚園型)	確保 方策	実人数	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
③一時預かり事業(幼稚園型以外)	確保 方策	延べ 人数	350	350	350	350	350
④子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (就学児のみ)	確保 方策	人日	50	50	50	50	50
⑤子育て短期支援事業(ショートステイ)	確保 方策	延べ 人数	72	72	72	72	72
⑥病児保育事業	確保 方策	延べ 人数	770	770	770	770	770
⑦地域子育て支援拠点支援事業	確保 方策	人回	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
⑧利用者支援事業	確保 方策	箇所数	2	2	2	2	2
⑨乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)	量の 見込み	人	100	100	100	100	100
⑩養育支援訪問事業	量の 見込み	人	10	10	10	10	10
⑪妊産婦健診	量の 見込み	人回	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800



事業名			単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑫放課後児童クラブ事業 (留守家庭児童会)	小学1～3年生	確保 方策	人	171	171	171	171	171
	小学4～6年生	確保 方策	人	33	33	33	33	33
	合 計	確保 方策	人	204	204	204	204	204
⑬妊婦等包括相談支援事業		量の 見込み	人日	94	94	94	94	94
⑭産後ケア事業	宿 泊 型	量の 見込み	人	2	2	2	2	2
	通 所 型 通所型(短時間)	量の 見込み	人	0 10	0 10	0 10	0 10	0 10
	訪 問 型	量の 見込み	人	10	10	10	10	10
⑮乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		確保 方策	人	0	24	24	24	24
⑯子育て世帯訪問支援事業		量の 見込み	人日	48	48	48	48	48
⑰児童育成支援拠点事業		量の 見込み	人	0	0	0	0	0
⑱親子関係形成支援事業		量の 見込み	人	0	0	0	0	0

事業名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
●実費徴収に係る補足給付を行う事業	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する
●多様な事業者の参入促進・能力活用事業	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない
●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する



計画の体系

基本理念

子どもがいきいきと明るく育ち、
安心して子育てができるまち、さか

施策の目標

1 地域における子育ての支援

2 親と子どもの健康の確保及び増進

3 子どもの教育環境の整備

4 子育てを支援する生活環境の整備

5 支援を必要とする児童への取組の推進

6 こどもの貧困解消に向けた対策の推進

施策

(1) 地域における子育て支援サービスの充実
(2) 子育て支援のネットワークづくり
(3) 子どもの健全育成
(4) 地域における人材活用

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
(3) 食育の推進

(1) 次代の親の育成
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
(3) 家庭や地域の教育力の向上

(1) 良好な住環境の整備
(2) 安心して外出できる環境の整備
(3) 職業生活と家庭生活の両立
(4) 幼児教育の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進
(3) 障害児施策の充実等

(1) 生活や教育の支援

具体的な取組
子育て支援センター、オープンスペースへの支援
子育てマップ・子育てガイドブックの作成
留守家庭児童会、放課後子ども教室
利用者支援事業、妊婦健康診査、産婦健康診査、産後ケア事業、親子の絆づくりプログラム1「赤ちゃんが来た!」、親と子の絆づくりプログラム2「きょうだいが生まれた!」、ひよこ教室、プレママ交流会、両親学級、さかっ子ひろば(育児相談)、こども家庭センター、2歳児歯科相談、こども教室、不妊検査・不妊治療費・不育治療費助成、こども医療費助成
ゲートキーパー研修会、予防接種
食育教室、ごっくん教室、もぐもぐ教室
子育てについての学習の場や乳幼児とふれあえる機会の提供
学力調査の実施、外国語指導助手の配置、タブレットやパソコンの導入、無線LANの導入、「礼節」を基本とした道徳教育の推進、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置、新・体力テストの実施、教職員研修の実施、学校独自のホームページによる情報発信
豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実、地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進
子育て支援住宅
交通安全教室、公共施設への授乳室の設置、「3人乗り自転車」及び「チャイルドシート」無料貸出し
児童手当、延長保育、預かり保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター
幼保小連携教育の推進
養育支援訪問、要保護児童対策地域協議会の運営、坂町こども家庭センターの設置
ひとり親家庭等学習支援、ひとり親家庭等医療費助成制度、児童扶養手当の支給
就学相談、校内体制の整備、特別支援教育就学奨励費、障害児保育、ペアレント・トレーニングの実施、学校巡回相談支援、基幹相談支援センターの設置
生活困窮世帯学習支援、生活困窮者自立相談支援、生活困窮者一時生活支援、住居確保給付金、坂町就学援助費

計画の推進

1 ニーズに基づく適切な事業の展開

本計画の推進にあたっては、多様化する教育・保育事業に対する保護者のニーズに的確に対応できる体制を築くため、必要なサービスの量を把握し、サービスの提供内容を検討することで、施設整備を含む質の向上を目指します。

2 関係機関との連携強化

本計画は、教育・保育・保健・医療・福祉・まちづくり等の広範にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

このため、庁内関係部署間の連携を強化し、横断的に施策を推進するとともに関係機関や関係団体、県、近隣市町との連携・協力体制の構築を目指し、適切に計画の推進を図ります。

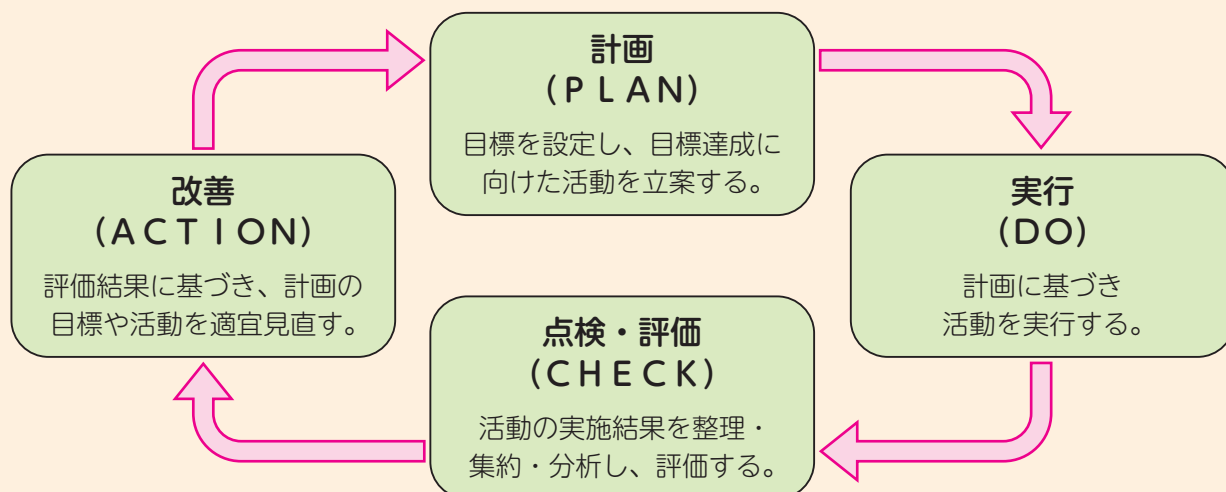
3 住民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、住民と行政の協働により施策を推進していく必要があります。社会全体で子育て支援を推進していくために、行政をはじめ地域や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

4 PDCA サイクルによる推進・管理体制

計画の推進にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCA サイクル）により、常に改善を図ります。また、本計画の内容については住民に公表するとともに、その推進状況について毎年度評価・点検を行い、「坂町子ども・子育て会議」に報告します。

■ PDCA サイクルのプロセス図 ■



第3期坂町子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行年月：令和7（2025）年3月 / 発行 者：坂町役場 民生部 民生課

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 Tel：(082) 820-1505 FAX：(082) 820-1521